

公営 稲城・府中メモリアルパークへの案内図

最寄駅

- ・京王線「稲城駅」から徒歩約20分、タクシーで約5分
- ・JR「稲城長沼駅」からタクシーで約10分

※最寄駅からメモリアルパークまでの公共交通機関はありません。

お盆(7・8月)、お彼岸(秋、春)には、JR線「稲城長沼駅」及び京王線「稲城駅」から臨時無料送迎バスを運行します。

駐車場 166台(1時間以内無料)

お車でお越しの際、カーナビゲーションで当施設の住所や電話番号で検索しても、目的地が正しく表示されない場合があります。カーナビゲーションをご利用の際は、京王線「稲城駅」で検索していただくことをお勧めしています。

案内図



6月3日(日)・4日(月)に内覧会を開催します

当日は合葬式墓地の建物内を含むすべての墓地をご覧いただけます。また、3日は「お墓博士」として知られる横田睦さんによる講演会も予定しています。ぜひお気軽にお越しください。

▽時 間:午前9時30分～午後3時

※両日とも稲城長沼駅・稲城駅から無料送迎バス(午前9時から15～30分間隔)を運行します。

横田睦さん講演会「はじめてのお墓選び」

お墓博士が分かりやすく解説。あなたのお墓の疑問にもお答えします。

▽日 時 6月3日(日)午後1時～(参加希望の方は事前に電話でお申込みください)

▽申込み 稲城・府中墓苑組合 ☎042-379-9731

※墓地については内覧会期間中以外でもご自由にご見学できます(合葬式墓地の建物内を除く)。

参加
無料

平成30年度(第4期)

公営 稲城・府中メモリアルパーク 墓地使用者の募集

申込みの
しおり

特 徴

①4種類の墓地から選べます。



芝生墓地



普通墓地



合葬式墓地



樹林式墓地

②すべての墓地で生前や改葬での申し込みができます。

③稲城市と府中市が共同で設立した一部事務組合が運営する公営墓地です。

申 込 期 間 平成30年6月1日(金)から6月25日(月)まで

申 込 方 法 郵送(6月25日までの消印有効)

問 い 合 わ せ 先 稲城・府中墓苑組合(公営 稲城・府中メモリアルパーク管理事務所)
〒206-0812 稲城市矢野口3567番地

☎042-379-9731

ホームページ <http://if-boenkumiai.jp/>

電 話 受 付 時 間 午前8時30分から午後5時まで

募集内容

平面墓地・・個別の墓石を設置し、お墓の使用者を代々継承していくタイプの墓地です。

芝生墓地（詳細は8～10ページ）



墓石とカロート（遺骨を納める場所）をあらかじめ設置している西洋風の墓地

使用料	125万円	年間管理料	15,120円
募集数	702区画		
申込区分	「遺骨所持」・「改葬」・「生前」		

※年間管理料の金額は、必要に応じて改定されることがあります。

普通墓地（詳細は11～13ページ）



使用者の負担で墓石等を設置していただく従来型の墓地

使用料	130万円	年間管理料	9,720円
募集数	45区画		
申込区分	「遺骨所持」・「改葬」・「生前」		

集合墓地・・予め埋蔵する方を決めて申込む墓地です。使用料に管理料相当分が含まれています。

合葬式墓地（詳細は14～16ページ）



個別の納骨壇を備えた共同埋蔵墓地（一定期間経過後は建物内の合葬室に共同埋蔵）

使用料	1体用…178,200円 2体用…356,400円
募集数	1体用…267枠(267体) 2体用…120枠(240体)
申込区分	1体用…「遺骨所持1体」・「生前1体」 2体用…「遺骨所持2体」 「遺骨所持1体+生前1体」 「生前2体」

樹林式墓地（詳細は17～19ページ）



自然を感じる樹林の下での共同埋蔵施設に遺骨を埋蔵する墓地

使用料	1体用…214,000円 2体用…428,000円
募集数	1体用…50枠(50体) 2体用…51枠(102体)
申込区分	1体用…「遺骨所持1体」・「生前1体」 2体用…「遺骨所持2体」 「遺骨所持1体+生前1体」 「生前2体」

苑内施設のご案内

葬儀・法要施設 南山ホール



苑内には、葬儀・法要施設の「南山ホール」を併設しています。

墓地使用者募集の公開抽選会（22ページ参照）もこちらの施設で行います。

館内には、葬儀・法要設備のほか、管理事務所、休憩所、売店等があります。ご来苑の際にはお気軽にお立ち寄りください。



【葬儀式場】祭壇を常設しています。
料金は1回75,600円～（稲城・府中市市民以外は151,200円～）



【法要室】法要やお食事等にご利用ください。
料金は2時間4,320円（稲城・府中市市民以外は8,640円）



【休憩所】どなたでもご自由にご利用いただけます。
奥には管理事務所があります。



【売店】休憩所内にあります。
生花や花立て、線香、お菓子などを販売しています。

目次

お申し込みの前にお読みください

申込みから使用開始まで	2
申込方法	3
申込みの取下げ	3
申込資格の概要	4
用語の解説	4
申込みに伴う注意事項	5
よくある質問	6
平成29年度 墓地使用者応募受付状況（参考）	7

各墓地の概要と募集案内

芝生墓地	8
普通墓地	11
合葬式墓地	14
樹林式墓地	17
苑内案内図	20
公開抽選及び補欠者の取扱いについて	22
申込資格の確認について	23
使用許可について	26
使用上の注意・制限等	27
使用者の責務等	28
苑内施設のご案内	29
公営 稲城・府中メモリアルパークへの案内図・内覧会のお知らせ	裏表紙

申込みから使用開始まで

申し込み

平成30年6月1日(金)から6月25日(月)まで

使用申込書等にご記入の上、郵送で申し込んでください。

使用申込書は本しおりに挟みこんであります

申込方法の詳細は3ページをご覧ください

各墓地の案内は8ページ以降をご覧ください

受付番号通知

平成30年7月中旬以降発送予定

有効な申込みをした方に対し、受付番号をはがきで通知します。

公開抽選

平成30年8月2日(木)

抽選会の詳細は22ページをご覧ください

※抽選会への参加は自由です。参加・不参加によって当選・落選への影響はありません。

抽選結果通知

平成30年8月中旬以降発送予定

受付番号を通知した方全員に抽選結果(当選・補欠・落選)をはがきで通知します。

書類審査

平成30年9月から10月中旬

申込資格の確認等のため、書類審査を郵送により行います。

書類審査の詳細は23ページをご覧ください

※書類審査で、申込資格がない場合及び必要書類を提出できない場合は、失格となります。

使用料・ 管理料納入

(使用許可申請書の提出)

平成30年10月下旬以降

納入の詳細は26ページをご覧ください

※納入期限までに使用料・管理料を納入されない場合は、棄権したものとして取り扱います。

使用許可予定日

平成30年12月上旬以降

使用料・管理料を納入期限までに納入された方に、使用許可証を交付します。

申込方法

本しおりに挟みこまれている使用申込書等にご記入の上、郵送で申し込んでください。

1 はじめに

申込区分ごとに申込資格が異なります。4ページの申込資格の概要、および各墓地の案内(芝生墓地: 8ページ、普通墓地: 11ページ、合葬式墓地: 14ページ、樹林式墓地: 17ページ)で申込資格を確認し、申し込む区分を決めてください。

※申込みは、資格のある方1人1か所限りです。

2 「使用申込書」と「はがき」への記入と切手貼付

別冊の「平成30年度(第4期) 公営 稲城・府中メモリアルパーク使用申込書」の冊子にある記入例を見ながら、専用の「使用申込書」と「はがき」(2枚)に必要事項を記入してください(ボールペン等、文字の消えない筆記具で記入してください)。

「はがき」(2枚)の所定の箇所にそれぞれ62円分の切手を貼ってください。このはがきは、申込者に受付番号と抽選結果をお知らせするものです。

3 専用封筒へ封入して郵送

「使用申込書」と「はがき」(2枚)を、別冊の「平成30年度(第4期) 公営 稲城・府中メモリアルパーク使用申込書」の冊子に挟み込まれている専用の封筒に入れ、必要事項を記入して、所定の箇所に82円分の切手を貼り、郵送してください。平成30年6月25日(月)までの消印があるものに限り受け付けます。

4 注意事項

5ページに「申込みに伴う注意事項」、6ページに「よくある質問」についてまとめています。事前によくお読みいただいたうえでお申込みください。

使用申込書はホームページからも印刷できます

◎使用申込書は、「公営 稲城・府中メモリアルパーク」のホームページから印刷したものを使って申し込むこともできます。

◎ホームページから印刷した使用申込書で申し込む場合には、通知はがきや封筒について申込方法が変わります。詳しくは「公営 稲城・府中メモリアルパーク」ホームページ(URL:<http://if-boenkumiai.jp/>)をご覧ください。

個人情報の取り扱いについて

※申込みの際にいただいた個人情報については、当募集に関わるご案内のみに使用します。また、使用者となられた方については、墓地の管理運営業務のためにも使用します。お預かりした個人情報は、その保護について万全を期すとともに、ご本人の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。ただし、法令等により開示を求められた場合を除きます。

申込みの取下げ

申込み後に、事情により申込みを取り下げる方や誤って二重申込みをされた方は、申込みの取下げ手続きが必要となります。二重申込みをされた方は、期間内に、どちらか一方の申込みの取下げ手続きを行わない場合は、全ての申込みが無効となりますのでご注意ください。また、申込者本人でなければ、取下げ申請はできません。

1 二重申込みによる取下げ受付期間(その他の事情による取下げは随時受付)

平成30年6月26日(火)から7月6日(金)まで

2 取下げ方法

公営 稲城・府中メモリアルパーク管理事務所に連絡をした上で、取下申請書に記入・押印したものを提出(郵送または管理事務所に持参。)

申込資格の概要

申込区分		資格要件	申込者の居住要件	申込者と申込遺骨 (埋蔵予定者)との関係 ※	改葬骨での 申込みの可否
芝生墓地	遺骨所持		稲城市又は府中市 に5年以上 (平成25年6月1日 以前から)継続して 居住していること	●祭祀の主宰者	×
	改葬			●一定範囲内の親族等	○
	生前			—	—
普通墓地	遺骨所持			●祭祀の主宰者	×
	改葬			●一定範囲内の親族等	○
	生前			—	—
合葬式墓地	1 体 用	遺骨所持1体	稲城市又は府中市 に3年以上 (平成27年6月1日 以前から)継続して 居住していること	●一定範囲内の親族等	○
		生前1体		●申込者本人	—
	2 体 用	遺骨所持2体		●一定範囲内の親族等	○
		遺骨所持1体 + 生前1体		●申込者本人 ●一定範囲内の親族等	○
		生前2体		●申込者本人 ●一定範囲内の親族等	—
				●申込者本人 ●一定範囲内の親族等	○
樹林式墓地	1 体 用	遺骨所持1体	稲城市又は府中市 に3年以上 (平成27年6月1日 以前から)継続して 居住していること	●一定範囲内の親族等	○
		生前1体		●申込者本人	—
	2 体 用	遺骨所持2体		●一定範囲内の親族等	○
		遺骨所持1体 + 生前1体		●申込者本人 ●一定範囲内の親族等	○
		生前2体		●申込者本人 ●一定範囲内の親族等	—
				●申込者本人 ●一定範囲内の親族等	—

※申込者と申込遺骨(埋蔵予定者)との関係は、記載されている両方を満たしている必要があります。

(例1) 芝生墓地・普通墓地(遺骨所持・改葬)の場合

申込遺骨が申込者の一定範囲内の親族等の遺骨であり、かつ、その遺骨の祭祀の主宰者。

(例2) 合葬式墓地・樹林式墓地(遺骨所持1体+生前1体)の場合

申込遺骨が申込者の一定範囲内の親族等の遺骨であり、かつ、申込者本人が埋蔵予定者。

用語の解説

申込者	墓地を使用したいという意思があり、申込みをする方(現在ご存命の方)のことをいいます。
申込遺骨	現在守っている遺骨で、埋蔵するために、墓地の使用を必要とする遺骨のことをいいます。
埋蔵予定者	合葬式墓地・樹林式墓地の「遺骨所持1体+生前1体」枠、「生前1体」枠、「生前2体」枠に申込みをする現在ご存命の方及び将来埋蔵を希望される方のことをいいます。
祭祀の主宰者	この申込みにおいては、葬儀の喪主等を務めた方、死亡届を提出した方等、遺骨を守っていく立場にある方のことをいいます。詳細は24ページをご覧ください。
一定範囲内の 親族等	申込者との関係が以下のとおりであることをいいます。 ①配偶者(事実上の婚姻関係を含む) ②血族・姻族3親等以内(父母、祖父母、子、孫、曾祖父母、曾孫、兄弟姉妹、おじ、おば、おい、めい) ③養父、養母、養子

申込みに伴う注意事項

- 1 全ての申込区分において、**分骨・遺品・遺髪等での申込みはできません。**
- 2 申込み後は「申込区分」「申込者」「申込遺骨名」の変更・訂正は、一切できません。
- 3 使用申込書の記載内容が事実と異なることが明らかになった場合は失格となります。
- 4 「使用申込書」「はがき」「封筒」に記入した内容がそれぞれ異なる場合や記入漏れなどがある場合、「はがき」に切手が貼っていない場合や料金不足の場合は、無効となります。
- 5 申込みは、資格のある方 **1人1か所限り**です。**次の場合は全て二重申込みとなり、無効**となります。
 - (1) **同一人が、同一遺骨で複数の申込区分に申し込んだ場合**
(例)同一人が父親の遺骨で芝生墓地及び普通墓地に申し込んだ場合
 - (2) **同一人が、複数の遺骨で同一又は複数の申込区分に申し込んだ場合**
(例)同一人が父親の遺骨で芝生墓地、母親の遺骨で合葬式墓地に申し込んだ場合
 - (3) **複数の方が、同一遺骨で同一又は複数の申込区分に申し込んだ場合**
(例)兄と弟が、父親の遺骨でそれぞれ申し込んだ場合
(例)合葬式墓地の生前2体に、夫婦それぞれが申し込んだ場合
 - (4) **芝生墓地・普通墓地は、1世帯(世帯とは、住民票(住民基本台帳)の世帯をいいます。)につきいずれか1件の申込みに限ります。1世帯で複数の申込みをした場合、全ての申込みが無効となります。**
(例)夫が父親の遺骨で芝生墓地に申し込み、妻が夫の母親の遺骨で普通墓地に申し込んだ場合
 - (5) その他これらに類する「抽選を有利にするため」と認められる場合
※自分で申し込むと同時に、業者等別の者を通じて申し込んだ場合も、二重申込みとして無効になります。なお、公営 稲城・府中メモリアルパークでは、募集業務の委託や石材業者、工事店等の指定制度、登録制度は行っておりません。
※二重申込みをしないように、兄弟姉妹等、親族間で確認してから申し込んでください。
- 6 一度受理した使用申込書はお返しできません。
- 7 封筒の中には、使用申込書とはがき(2枚)以外の書類を入れないでください。
- 8 氏名に常用漢字以外の漢字等が含まれている場合、類似する文字に置き換えて取扱うことがあります。
- 9 **当選後、親族の了解が得られず辞退されるケースが毎年多く生じています。事前に親族間で十分に話し合いをしたうえで申し込んでください。**

よくある質問

Q 1. 稲城市・府中市に住んでいた者が亡くなったのですが、申し込むことはできますか？

A. 亡くなった方の住所に関わらず、申込者が稲城市・府中市に居住しているなど申込資格を満たしている場合は、申し込むことができます。

Q 2. 以前、稲城市・府中市に住んでいて、今はそれ以外の市に引っ越してしまったのですが、申し込むことはできますか。

A. 申込期間開始日(平成30年6月1日)において、芝生墓地・普通墓地は5年以上、合葬式墓地・樹林式墓地は3年以上稲城市又は府中市に継続して居住していることが申込資格になっているので、申し込むことはできません。

Q 3. 2世帯住宅に両親と私の家族で同居しているのですが、芝生墓地・普通墓地にそれぞれ申し込むことはできますか？

A. 住民票(住民基本台帳)上の世帯が分かれていれば、それぞれの世帯で1件の申込みが可能です。ただし、同一遺骨で申し込むことはできません。

Q 4. 芝生墓地の希望ブロックを記入しない場合、抽選等で有利・不利に働くことはありますか？

A. 希望ブロックの記入の有無が抽選結果に影響を及ぼすことはありません。ご希望のブロックがあれば、記入しておくことをお勧めします。

Q 5. 存命している両親のために、合葬式墓地・樹林式墓地の「生前2体柩」に申し込むことはできますか？

A. 合葬式墓地・樹林式墓地の「生前2体柩」の場合、申込者が埋蔵予定者に含まれている必要があるため、申し込むことはできません。ご両親のうちどちらかが申込者となる必要があります。

Q 6. 亡くなった父と、存命で稲城市・府中市に住んでいる母のために、合葬式墓地・樹林式墓地の「遺骨所持1体+生前1体柩」への申込みを検討しています。抽選で当選したとしても、母が高齢で手続きを行うのが困難なので、稲城市・府中市に住んでいる私が申し込むことはできますか？

A. 合葬式墓地・樹林式墓地の「遺骨所持1体+生前1体柩」は、申込者本人が埋蔵予定者となる必要がありますので、申し込むことはできません。埋蔵予定者であるお母様の名義で申し込んでください。

Q 7. 「公営 稲城・府中メモリアルパーク」までの公共交通機関はないとのことですが、バスなどが通るようになるのはいつ頃ですか？

A. 「公営 稲城・府中メモリアルパーク」がある南山東部土地区画整理事業地内は開発工事が進んでいて、将来的にはバス等が運行することが考えられますが、現時点では具体的な計画はありません。

Q 8. 施設を見学することはできますか？

A. 午前8時30分から午後5時までの間、毎日見学することができます。なお、合葬式墓地の建物内は、内覧会(詳細は、裏表紙をご覧ください。)の期間中のみ見学することができます。

Q 9. 芝生墓地や普通墓地で、将来お墓を継ぐ人がいなくなったらどうなるのですか？

A. 条例では、使用者が亡くなった後、2年以上承継者が現れないときや、管理料を5年以上滞納した場合には、使用許可を取り消し、遺骨は合葬式墓地内の合葬室に改葬することができるという規定(「稲城・府中墓苑組合墓苑の設置及び管理に関する条例」第15条および第18条)がありますが、芝生墓地および普通墓地は、代々承継していく形態の墓地ですので、無縁墳墓とならないよう、あらかじめ承継者を定めておいてください。

平成29年度 墓地使用者応募受付状況(参考)

申込区分		募集数(枠)	受付数(枠)	倍率
芝生墓地	遺骨所持	481 → 322	73	0.2 → 0.2
	改葬	60	21	0.4
	生前	61 → 220	220	3.6 → 1.0
普通墓地	遺骨所持	56 → 30	30	0.5 → 1.0
	改葬	8 → 21	30	3.8 → 1.4
	生前	7 → 20	155	22.1 → 7.8
合葬式墓地	遺骨所持1体	135	23	0.2
	生前1体	65	29	0.4
	遺骨所持2体	55 → 6	6	0.1 → 1.0
	遺骨所持1体 +生前1体	45 → 39	39	0.9 → 1.0
	生前2体	36 → 91	171	4.8 → 1.9
樹林式墓地	遺骨所持1体	25 → 5	5	0.2 → 1.0
	生前1体	16 → 36	55	3.4 → 1.5
	遺骨所持2体	16 → 2	2	0.1 → 1.0
	遺骨所持1体 +生前1体	13 → 17	17	1.3 → 1.0
	生前2体	11 → 21	196	17.8 → 9.3

※平成29年度は、申込区分ごとの募集数を設定して募集を行いました。

※芝生墓地(遺骨所持)、普通墓地(遺骨所持)、合葬式墓地(遺骨所持2体・遺骨所持1体+生前1体)、樹林式墓地(遺骨所持1体・遺骨所持2体)は、受付数が募集数に満たなかったため、余った枠を他の区分に振り替えたものです。

※「募集数(枠)」欄および「倍率」欄の矢印の先の数値は、振替後の数値です。

※倍率は受付数÷募集数で算出し、小数点第2位を四捨五入したものです。



芝生墓地について



芝生墓地



墓石(墓石のみ既に設置してあります)
※写真は家名等表示板、花立ての設置例です

特色

- (1) 一面芝生の平坦地に、等間隔に墓石とカロート(遺骨を納める場所)を設置しています。
※使用許可時にお支払いいただく使用料には、墓石とカロートの設置費用が含まれています。
- (2) 墓石の上に、家名・名前等を刻んだ家名等表示板を使用者の負担で設置していただくことでご使用いただけます。
- (3) カロートは、直径21cm(7寸)の骨壺を6個収納できる広さがあります。
※遺骨を骨壺から納骨袋に移し替えることなどにより、7体以上埋蔵することができます。
- (4) 家名等表示板には、規格・表示内容等の制限があります。詳細は27ページをご覧ください。
- (5) 墓石やカロートの改造、囲障や塔婆立ての設置等はできません。

埋蔵方法

- (1) 親族の遺骨・遺品・遺髪等を埋蔵することができます(ただし、申込みにあたっては、分骨・遺品・遺髪等での申込みはできません。)
- (2) 遺骨を埋蔵する場合や取り出す場合は、事前に管理事務所への届出が必要です。

墓参方法

- (1) 花を手向けることはできますが、芝生墓地内では火災予防の観点から、火気(線香・抹香・ろうそく等)の使用はできません。
- (2) 供物は、お帰りの際にお持ち帰りいただきます。
- (3) メモリアルパーク内にペットを連れて入場することはできますが、芝生内への立入りはできません。

希望ブロックの指定及び使用区画の割振り

- (1) BからMまでの12ブロックに分かれています。(20、21ページの苑内案内図をご覧ください。)
- (2) 申し込みの際、使用申込書に希望ブロックを記入することができます。抽選後、当選順位の上位の方から順に、希望するブロックに割り振りをを行います。



芝生墓地の募集内容

申込書①を使用 ※申込方法は3ページ参照

申込区分	募集数	使用料(許可時のみ)	管理料(年1回)
遺骨所持	702区画	125万円	1万5,120円 ※管理料の金額は、 改定されることがあります。
改葬			
生前			

※申込区分「遺骨所持」、「改葬」、「生前」の順に当選とし、申込数が募集数を超過した区分のみ抽選で当選者を決定します。
＜例＞

仮に(遺骨所持:300件、改葬:300件、生前:300件)の申込みがあった場合には、
「遺骨所持」⇒「改葬」⇒「生前」の順に当選となるため、「遺骨所持」と「改葬」の計600件は全員当選。残る102区画について「生前」を対象に抽選で当選者を決定します。

申込資格

1 全区分共通の申込資格(「遺骨所持」「改葬」「生前」すべての区分が該当)

次の全てに該当すること

- (1) 稲城市又は府中市に5年以上(平成25年6月1日以前から)継続して居住しており、それを住民票で証明できる方(5年以内に稲城市・府中市間で転居している方を含む)
- (2) 現に芝生墓地・普通墓地・合葬式墓地・樹林式墓地の使用許可を受けていない方
- (3) 現に合葬式墓地・樹林式墓地に埋蔵される予定ではない方
- (4) 稲城市又は府中市が課する公租公課を滞納していない方
※芝生墓地・普通墓地は、1世帯(世帯とは、住民票【住民基本台帳】の世帯をいいます。)につきいずれか1件の申込みに限ります。

2 「遺骨所持」区分申込資格

次の全てに該当すること

- (1) 申込者から見て一定範囲内の親族等(※定義は4ページをご確認ください。)の遺骨をお持ちの方で、申込遺骨の祭祀の主宰者(※定義は4ページをご確認ください。)である方
- (2) 次の①～③のいずれかの遺骨をお持ちの方
 - ① 未だ埋蔵、収蔵されたことのない遺骨で、自宅等に安置しており、かつ埋火葬許可証を提示できる方
 - ② 都立霊園等の一時収蔵施設に預けている方
 - ③ 都立霊園等の一時収蔵施設に預けた後、自宅等に安置しており、かつ霊園発行の遺骨引渡証明書を提示できる方

3 「改葬」区分申込資格

次の全てに該当すること

- (1) 申込者から見て一定範囲内の親族等(※定義は4ページをご確認ください。)の遺骨をお持ちの方で、申込遺骨の祭祀の主宰者(※定義は4ページをご確認ください。)である方
- (2) 次の①～②のいずれかの遺骨をお持ちの方
 - ① 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵している方
 - ② 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵した後、自宅等に安置しており、かつ、改葬許可証を提示できる方

芝生墓地に関する注意事項

- ◎分骨・遺品・遺髪等での申込みはできません。
- ◎使用許可日までに、稲城市及び府中市以外に転出した場合は、失格となります。
- ◎芝生墓地に申し込まれた方は、それ以外の形態の墓地（普通墓地・合葬式墓地・樹林式墓地）に申し込むことはできません。
- ◎同一世帯で、芝生墓地と普通墓地を同時に申し込むことはできません。複数の申し込みをした場合、全ての申し込みが無効になります。
- ◎全ての申込区分において、使用許可日から1年以内に名前等を刻んだ家名等表示板を設置する必要があります。家名等表示板の詳細は27ページをご覧ください。
- ◎「遺骨所持」及び「改葬」区分での使用者は、使用許可日から1年以内に申込遺骨を埋蔵する必要があります。

芝生墓地の希望ブロックの指定について

- ◎BからMまでの12ブロックに分かれています。（20、21ページの苑内案内図をご覧ください。）
- ◎使用申込書に、希望ブロックを記入することができます。
- ◎当選順位の上位の方から順に、希望するブロックに割り振ります。希望するブロックの募集数に達した場合は、それ以外のブロックに割り振ります。ブロックの希望がなかった場合は、稲城・府中墓苑組合がブロックを割り振ります。
- ◎ブロック内の使用区画の希望及び変更はできません。使用区画は当選順位等に従って、稲城・府中墓苑組合が割り振ります。

当選者資格審査書類について

- ◎当選後、書類審査（平成30年9月以降）の際に次に指定する全ての書類が提出できない場合は、失格になります。

1 全区分共通の提出書類（「遺骨所持」「改葬」「生前」すべての区分が該当）

- （1）平成30年8月1日以降に交付された、当選者が属する世帯の全員が記載されている住民票
- （2）納税証明書又は非課税証明書（平成28年度、平成29年度の市・都民税）

2 「遺骨所持」区分の提出書類

- （1）戸籍謄本等（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの）
※胎児の遺骨で申し込む場合は、25ページをご覧ください。
- （2）埋火葬許可証、一時収蔵施設使用許可証又は霊園発行の遺骨引渡証明書のコピー
- （3）祭祀の主宰者であることを証明する書類のコピー（詳細は24ページをご覧ください。）

3 「改葬」区分の提出書類

- （1）戸籍謄本等（申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの）
※胎児の遺骨で申し込む場合は、25ページをご覧ください。
- （2）改葬許可証または埋蔵・収蔵証明書のコピー
- （3）祭祀の主宰者であることを証明する書類のコピー（詳細は24ページをご覧ください。）



普通墓地について



普通墓地



墳墓設置例

特色

- (1) 土地の使用許可を受けた方に、墓石、カロートその他の設備を使用者の負担で設置していただく一般的な従来型の墓地で、墓石等は一切設置されていません。
- (2) 1区画の大きさは 1.44m^2 ($1.2\text{m} \times 1.2\text{m}$)です。
※墳墓等を設置できる広さは縦 $1.15\text{m} \times$ 横 1.18m です。
- (3) 墓地の景観上、設置できる設備の数・規格・表示内容等の制限があります。詳細は27ページをご覧ください。

埋蔵方法

- (1) 親族の遺骨・遺品・遺髪等を埋蔵することができます(ただし、分骨・遺品・遺髪等での申込みはできません。)
- (2) 遺骨を埋蔵する場合や取り出す場合は、事前に管理事務所への届出が必要です。

墓参方法

- (1) 花や線香を手向けることができます。
- (2) 供物は、お帰りの際にお持ち帰りいただきます。
- (3) 使用区画内は、十分な管理を行い、他の使用者に危険や迷惑を及ぼさないようにしていただきます。

使用区画の割り振り

使用区画の希望及び変更はできません。使用区画は当選順位等に従って、稲城・府中墓苑組合が割り振ります。



普通墓地の募集内容

申込書①を使用 ※申込方法は3ページ参照

申込区分	募集数	使用料(許可時のみ)	管理料(年1回)
遺骨所持	45区画	130万円	9,720円 ※管理料の金額は、 改定されることがあります。
改葬			
生前			

※申込区分「遺骨所持」、「改葬」、「生前」の順に当選とし、申込数が募集数を超過した区分のみ抽選で当選者を決定します。
＜例＞

仮に(遺骨所持:20件、改葬:15件、生前:50件)の申込みがあった場合には、
「遺骨所持」⇒「改葬」⇒「生前」の順に当選となるため、「遺骨所持」と「改葬」の計35件は全員当選。残る10区画について「生前」を対象に抽選で当選者を決定します。

申込資格

1 全区分共通の申込資格(「遺骨所持」「改葬」「生前」すべての区分が該当)

次の全てに該当すること

- (1) 稲城市又は府中市に5年以上(平成25年6月1日以前から)継続して居住しており、それを住民票で証明できる方(5年以内に稲城市・府中市間で転居している方を含む)
- (2) 現に芝生墓地・普通墓地・合葬式墓地・樹林式墓地の使用許可を受けていない方
- (3) 現に合葬式墓地・樹林式墓地に埋蔵される予定ではない方
- (4) 稲城市又は府中市が課する公租公課を滞納していない方
※芝生墓地・普通墓地は、1世帯(世帯とは、住民票【住民基本台帳】の世帯をいいます。)につきいずれか1件の申込みに限ります。

2 「遺骨所持」区分申込資格

次の全てに該当すること

- (1) 申込者から見て一定範囲内の親族等(※定義は4ページをご確認ください。)の遺骨をお持ちの方で、申込遺骨の祭祀の主宰者(※定義は4ページをご確認ください。)である方
- (2) 次の①～③のいずれかの遺骨をお持ちの方
 - ① 未だ埋蔵、収蔵されたことのない遺骨で、自宅等に安置しており、かつ埋火葬許可証を提示できる方
 - ② 都立霊園等の一時収蔵施設に預けている方
 - ③ 都立霊園等の一時収蔵施設に預けた後、自宅等に安置しており、かつ霊園発行の遺骨引渡証明書を提示できる方

3 「改葬」区分申込資格

次の全てに該当すること

- (1) 申込者から見て一定範囲内の親族等(※定義は4ページをご確認ください。)の遺骨をお持ちの方で、申込遺骨の祭祀の主宰者(※定義は4ページをご確認ください。)である方
- (2) 次の①～②のいずれかの遺骨をお持ちの方
 - ① 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵している方
 - ② 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵した後、自宅等に安置しており、かつ、改葬許可証を提示できる方

普通墓地に関する注意事項

- ◎分骨・遺品・遺髪等での申込みはできません。
- ◎使用許可日までに、稲城市及び府中市以外に転出した場合は、失格となります。
- ◎普通墓地に申し込まれた方は、それ以外の形態の墓地(芝生墓地・合葬式墓地・樹林式墓地)に申し込むことはできません。
- ◎同一世帯で、芝生墓地と普通墓地を同時に申し込むことはできません。複数の申し込みをした場合、全ての申し込みが無効になります。
- ◎全ての申込区分において、使用許可日から1年以内に墓石、カロートその他の設備を設置する必要があります。
- ◎墓地の景観上、設置できる設備の数・規格・表示内容等の制限を設けています。詳細は27ページをご覧ください。
- ◎「遺骨所持」及び「改葬」区分での使用者は、使用許可日から1年以内に申込遺骨を埋蔵する必要があります。
- ◎使用区画の希望及び変更はできません。使用区画は当選順位等に従って、稲城・府中墓苑組合が割り振ります。

当選者資格審査書類について

- ◎当選後、書類審査(平成30年9月以降)の際に次に指定する全ての書類が提出できない場合は、失格になります。

1 全区分共通の提出書類(「遺骨所持」「改葬」「生前」すべての区分が該当)

- (1)平成30年8月1日以降に交付された、当選者が属する世帯の全員が記載されている住民票
- (2)納税証明書又は非課税証明書(平成28年度、平成29年度の市・都民税)

2 「遺骨所持」区分の提出書類

- (1)戸籍謄本等(申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの)
※胎児の遺骨で申し込む場合は、25ページをご覧ください。
- (2)埋火葬許可証、一時収蔵施設使用許可証又は霊園発行の遺骨引渡証明書のコピー
- (3)祭祀の主宰者であることを証明する書類のコピー(詳細は24ページをご覧ください。)

3 「改葬」区分の提出書類

- (1)戸籍謄本等(申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの)
※胎児の遺骨で申し込む場合は、25ページをご覧ください。
- (2)改葬許可証または埋蔵・収蔵証明書のコピー
- (3)祭祀の主宰者であることを証明する書類のコピー(詳細は24ページをご覧ください。)



合葬式墓地について



合葬式墓地
(墓地手前の墓誌に埋蔵者名の刻字ができます ※費用別途)



納骨壇(写真は1体用です)

特色

- (1) 1つの大きな建物型のお墓に多くの遺骨を共同で埋蔵する施設です。
- (2) お墓を継ぐ人がいない方も申し込むことができます。
- (3) 使用許可日から起算して20年間は、建物内にある納骨壇に、遺骨を骨壺等に納めた状態で埋蔵し、その後は建物内にある合葬室に共同埋蔵(遺骨を骨壺等から出して合葬すること)します。
- (4) 納骨壇には1体用と2体用があり、使用許可を受けた体数分の遺骨のみ埋蔵することができます。
- (5) 毎年の管理料相当分は、使用許可時にお支払いいただく使用料に含まれているため、後年度の負担はかかりません。
- (6) 建物正面に設けられた墓誌に埋蔵者名を刻字することができます。刻字する場合の費用は、使用者の負担となります。(詳細は28ページをご覧ください。)

埋蔵方法

- (1) 納骨壇に遺骨を埋蔵する場合は、事前に管理事務所への届出が必要です。
- (2) 遺骨の埋蔵は職員が行いますが、希望する場合は立ち会うことができます。
- (3) 遺骨は、骨壺等の長期保存に耐えうる容器に納め、その大きさは、幅及び奥行きが22cm以内、高さ27cm以内(直径21cm(7寸)の骨壺は埋蔵可)とします。
- (4) 納骨壇の使用期間について、使用許可を受けた方もしくは、埋蔵される予定の方で使用許可を受けた方が死亡した後にその地位を承継した方に限り、1回に限り更新を申請して、最長40年間使用することができます。更新する場合は別途使用料がかかります。

墓参方法

- (1) 納骨壇に遺骨を埋蔵する時及び内覧会以外は建物内に入ることができません。花や線香は、建物正面に設けられた献花台において手向けることができます。
- (2) 供物は、お帰りの際にお持ち帰りいただきます。
- (3) 献花台で法事等を行う場合は、他の墓参者にご配慮いただきながら行ってください。



合葬式墓地の募集内容

申込書②を使用 ※申込方法は3ページ参照

申込区分		募集数	使用料(許可時のみ)
1体用	遺骨所持1体	267枠(267体)	17万8,200円
	生前1体		
2体用	遺骨所持2体	120枠(240体)	35万6,400円
	遺骨所持1体+生前1体		
	生前2体		

※1体用は「遺骨所持」、「生前」の順に当選、2体用は「遺骨所持」、「遺骨所持+生前」、「生前」の順に当選とし、申込数が募集数を超過した区分のみ抽選で当選者を決定します。

＜例 2体用(計120枠)の場合＞

仮に(遺骨所持2体:20件、遺骨所持1体+生前1体:50件、生前2体:100件)の申込みがあった場合には、「遺骨所持2体」⇒「遺骨所持1体+生前1体」⇒「生前2体」の順に当選となるため、「遺骨所持2体」と「遺骨所持1体+生前1体」の計70件は全員当選。残る50枠について「生前2体」を対象に抽選で当選者を決定します。

申込資格

1 全区分共通の申込資格

次の全てに該当すること

- (1) 稲城市又は府中市に3年以上(平成27年6月1日以前から)継続して居住しており、それを住民票で証明できる方(3年以内に稲城市・府中市間で転居している場合は、23ページをご確認ください。)
- (2) 現に芝生墓地・普通墓地の使用許可を受けていない方
- (3) 稲城市又は府中市が課する公租公課を滞納していない方

※1人につき1件の申込みに限ります。

※現に合葬式墓地・樹林式墓地の使用許可を受けている方が、使用許可の対象となった遺骨以外の遺骨をお持ちの場合は、新たに合葬式墓地を申し込むことができます。

2 「遺骨所持」区分申込資格(「遺骨所持1体」「遺骨所持1体+生前1体」「遺骨所持2体」が該当)

次の全てに該当すること

- (1) 申込者から見て一定範囲内の親族等(※定義は4ページをご確認ください。)の遺骨をお持ちの方
- (2) 次の①～③のいずれかの遺骨をお持ちの方

- ① 自宅もしくは寺院等に安置している方
- ② 都立霊園等の一時収蔵施設に預けている方
- ③ 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵している方

※合葬式墓地の「遺骨所持」区分は、改葬骨での申込みもできます。

3 生前申込資格(「生前1体」「遺骨所持1体+生前1体」「生前2体」が該当)

次の全てに該当すること(「生前1体」「遺骨所持1体+生前1体」は(1)のみ)

- (1) 申込者が使用するために申し込むこと(※申込者が埋蔵予定者に含まれていない場合は無効。)
- (2) 「生前2体」は、申込者と一定範囲内の親族等(※定義は4ページをご確認ください。)の関係にある現在ご存命の方が使用するために申し込むこと
- (3) 「生前2体」は、埋蔵される予定の方が現に芝生墓地・普通墓地の使用許可を受けていないこと

合葬式墓地に関する注意事項

- ◎分骨・遺品・遺髪等での申込みはできません。
- ◎使用許可日までに、稲城市及び府中市以外に転出した場合は、失格となります。
- ◎合葬式墓地に申し込まれた方は、それ以外の形態の墓地(芝生墓地・普通墓地・樹林式墓地)に申し込むことはできません。
- ◎使用する納骨壇の位置の希望及び変更はできません。使用する納骨壇の位置は当選順位等に従って、稲城・府中墓苑組合が割り振ります。
- ◎使用許可を受けた体数分以上の遺骨や使用許可を受けた遺骨以外の埋蔵はできません。
- ◎遺骨所持区分(「遺骨所持 1 体」「遺骨所持 1 体 + 生前 1 体」「遺骨所持 2 体」が該当)は、使用許可日から 1 年以内に申込遺骨を埋蔵する必要があります。
- ◎使用期間の開始日は、使用許可日です。使用許可日から使用する権利が発生しますので、遺骨を埋蔵しなくても、使用料は使用許可手続き時に納めていただきます。
- ◎納入した使用料はお返しできません。
- ◎生前区分で使用許可を受けた場合、納骨壇を使用する前に、納骨壇の使用期間が満了する場合があります。納骨壇の使用期間が満了した後は、合葬室に遺骨を埋蔵します。
- ◎生前区分で使用許可を受けた方は、ご自分が死亡した際に、合葬式墓地へ遺骨の埋蔵がなされるよう、あらかじめ必要な措置を講じておいてください。
- ◎合葬室に共同埋蔵した遺骨は、お返しすること(改葬)ができません。

当選者資格審査書類について

- ◎当選後、書類審査(平成 30 年 9 月以降)の際に次に指定する全ての書類が提出できない場合は、失格になります。

1 「遺骨所持」提出書類(「遺骨所持 1 体」「遺骨所持 1 体 + 生前 1 体」「遺骨所持 2 体」が該当)

- (1)平成 30 年 8 月 1 日以降に交付された、当選者が属する世帯の全員が記載されている住民票
- (2)戸籍謄本等(申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの)
 - ※胎児の遺骨で申し込む場合は、25 ページをご覧ください。
- (3)埋火葬許可証、改葬許可証、一時収蔵施設使用許可証、霊園発行の遺骨引渡証明書又は埋蔵・収蔵証明書等のコピー
- (4)納税証明書又は非課税証明書(平成 28 年度、平成 29 年度の市・都民税)

2 生前提出書類(「生前 1 体」「生前 2 体」が該当)

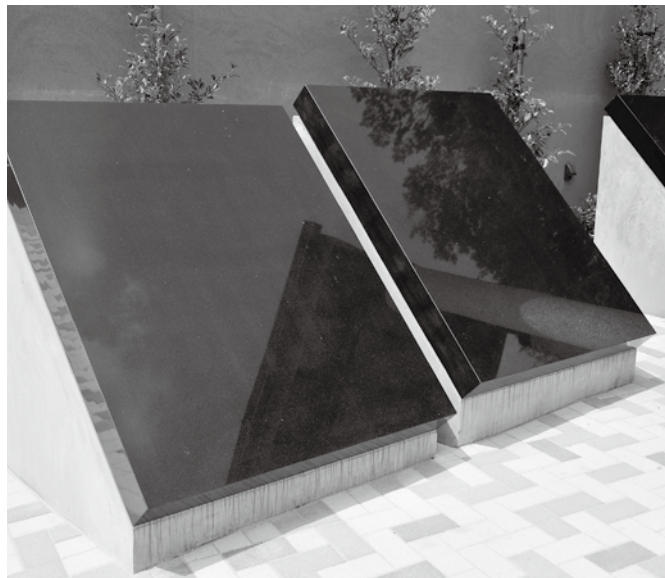
- (1)平成 30 年 8 月 1 日以降に交付された、当選者が属する世帯の全員が記載されている住民票
- (2)納税証明書又は非課税証明書(平成 28 年度、平成 29 年度の市・都民税)
- (3)「生前 2 体」においては戸籍謄本等(申込者と埋蔵される予定の方との続柄がわかるもの)



樹林式墓地について



樹林式墓地



墓誌(埋蔵者名を刻字することができます ※費用別途)

特色

- (1) 自然を感じる樹林の下の共同埋蔵施設に、多くの遺骨を共同で埋蔵する墓地です。
- (2) お墓を継ぐ人がいない方も申し込むことができます。
- (3) 毎年の管理料相当分は、使用許可時にお支払いいただく使用料に含まれているため、後年度の負担はかかりません。
- (4) 献花台横に設けられた墓誌に埋蔵者名を刻字することができます。刻字する場合の費用は、使用者の負担となります。詳細は28ページをご覧ください。

埋蔵方法

- (1) 遺骨を埋蔵する場合は、事前に管理事務所への届出が必要です。
- (2) 遺骨は、骨壺等から納骨袋に移し替え、その状態で、樹林の下にある共同埋蔵施設に共同埋蔵します。
- (3) 埋蔵は月1回程度、墓参時間外に職員が行いますので、埋蔵に立ち会うことはできません。埋蔵が終わりましたら、後日文書でご連絡します。

墓参方法

- (1) 花や線香は、墓地正面に設けられた献花台において手向けることができます。
- (2) 供物は、お帰りの際にお持ち帰りいただきます。
- (3) 献花台で法事等を行う場合は、他の墓参者にご配慮いただきながら行ってください。



樹林式墓地の募集内容

申込書②を使用 ※申込方法は3ページ参照

申込区分		募集数	使用料(許可時のみ)
1体用	遺骨所持1体	50枠(50体)	21万4,000円
	生前1体		
2体用	遺骨所持2体	51枠(102体)	42万8,000円
	遺骨所持1体+生前1体		
	生前2体		

※1体用は「遺骨所持」、「生前」の順に当選、2体用は「遺骨所持」、「遺骨所持+生前」、「生前」の順に当選とし、申込数が募集数を超過した区分のみ抽選で当選者を決定します。

＜例 2体用(計51枠)の場合＞

仮に(遺骨所持2体:10件、遺骨所持1体+生前1体:20件、生前2体:50件)の申込みがあった場合には、「遺骨所持2体」⇒「遺骨所持1体+生前1体」⇒「生前2体」の順に当選となるため、「遺骨所持2体」と「遺骨所持1体+生前1体」の計30件は全員当選。残る21枠について「生前2体」を対象に抽選で当選者を決定します。

申込資格

1 全区分共通の申込資格

次の全てに該当すること

- (1) 稲城市又は府中市に3年以上(平成27年6月1日以前から)継続して居住しており、それを住民票で証明できる方(3年以内に稲城市・府中市間で転居している場合は、23ページをご確認ください。)
- (2) 現に芝生墓地・普通墓地の使用許可を受けていない方
- (3) 稲城市又は府中市が課する公租公課を滞納していない方

※1人につき1件の申込みに限ります。

※現に合葬式墓地・樹林式墓地の使用許可を受けている方が、使用許可の対象となった遺骨以外の遺骨をお持ちの場合は、新たに合葬式墓地を申し込むことができます。

2 「遺骨所持」区分申込資格(「遺骨所持1体」「遺骨所持1体+生前1体」「遺骨所持2体」が該当)

次の全てに該当すること

- (1) 申込者から見て一定範囲内の親族等(※定義は4ページをご確認ください。)の遺骨をお持ちの方
- (2) 次の①～③のいずれかの遺骨をお持ちの方

- ① 自宅もしくは寺院等に安置している方
- ② 都立霊園等の一時収蔵施設に預けている方
- ③ 公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵している方

※樹林式墓地の「遺骨所持」区分は、改葬骨での申込みもできます。

3 生前申込資格(「生前1体」「遺骨所持1体+生前1体」「生前2体」が該当)

次の全てに該当すること(「生前1体」「遺骨所持1体+生前1体」は(1)のみ)

- (1) 申込者が使用するために申し込むこと(※申込者が埋蔵予定者に含まれていない場合は無効。)
- (2) 「生前2体」は、申込者と一定範囲内の親族等(※定義は4ページをご確認ください。)の関係にある現在ご存命の方が使用するために申し込むこと
- (3) 「生前2体」は、埋蔵される予定の方が現に芝生墓地・普通墓地の使用許可を受けていないこと

樹林式墓地に関する注意事項

- ◎分骨・遺品・遺髪等での申込みはできません。
- ◎使用許可日までに、稲城市及び府中市以外に転出した場合は、失格となります。
- ◎樹林式墓地に申し込まれた方は、それ以外の形態の墓地(芝生墓地・普通墓地・合葬式墓地)に申し込むことはできません。
- ◎使用する共同埋蔵施設の位置の希望はできません。埋蔵手続きが完了した順番に埋蔵を行います。
- ◎埋蔵は月1回程度、墓参時間外に職員が行いますので、埋蔵に立ち会うことはできません。埋蔵が終わりましたら、後日文書でご連絡します。
- ◎遺骨を納めた骨壺等はお返しできません。
- ◎使用許可を受けた体数分以上の遺骨や使用許可を受けた遺骨以外の埋蔵はできません。
- ◎遺骨所持区分(「遺骨所持1体」「遺骨所持1体+生前1体」「遺骨所持2体」が該当)は、使用許可日から1年以内に申込遺骨を埋蔵する必要があります。
- ◎使用期間の開始日は、使用許可日です。使用許可日から使用する権利が発生しますので、遺骨を埋蔵しなくても、使用料は使用許可手続き時に納めていただきます。
- ◎納入した使用料はお返しできません。
- ◎生前区分で使用許可を受けた方は、ご自分が死亡した際に、樹林式墓地へ遺骨の埋蔵がなされるよう、あらかじめ必要な措置を講じておいてください。
- ◎埋蔵した遺骨は、お返しすること(改葬)ができません。

当選者資格審査書類について

- ◎当選後、書類審査(平成30年9月以降)の際に次に指定する全ての書類が提出できない場合は、失格になります。

1 「遺骨所持」提出書類(「遺骨所持1体」「遺骨所持1体+生前1体」「遺骨所持2体」が該当)

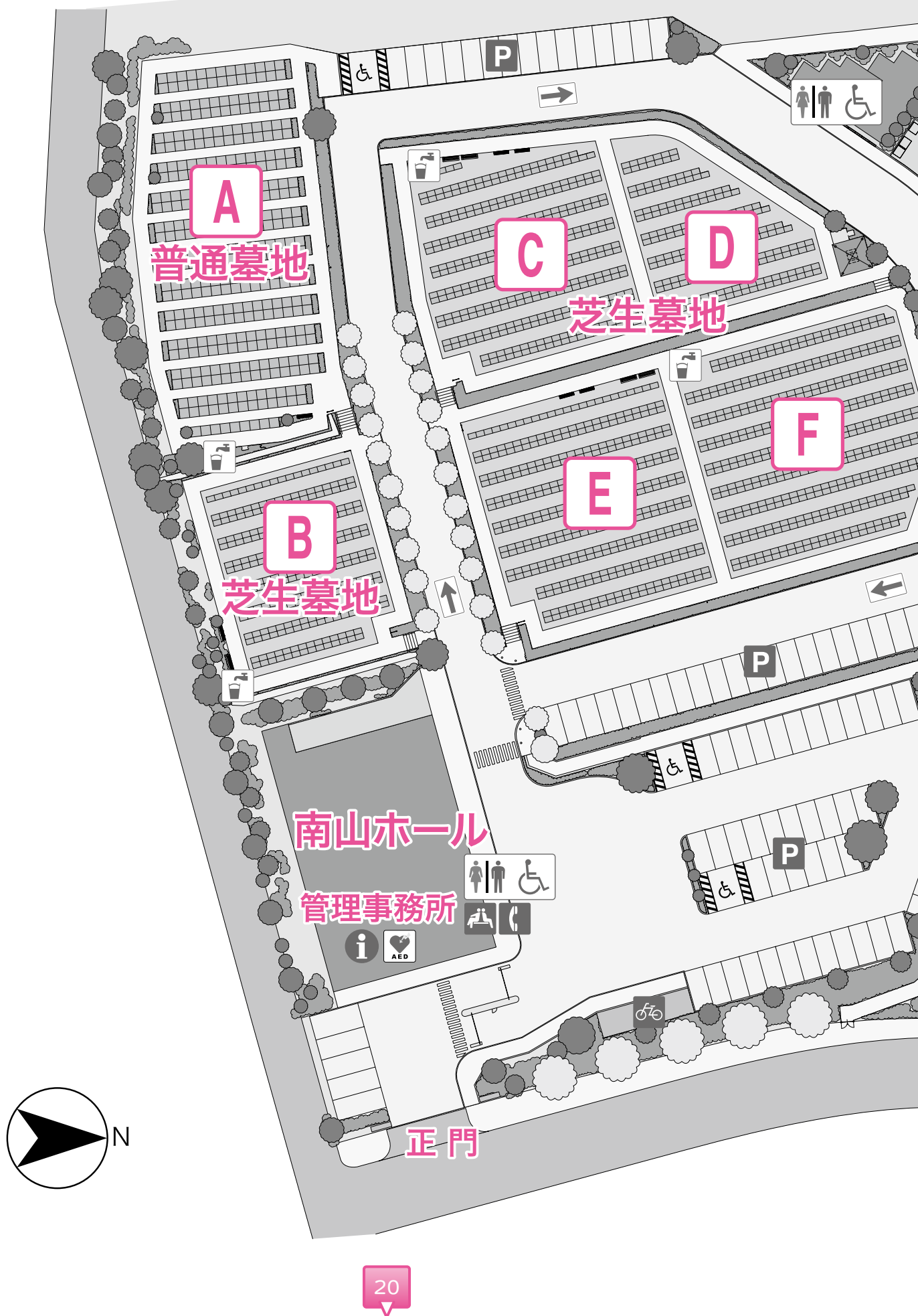
- (1)平成30年8月1日以降に交付された、当選者が属する世帯の全員が記載されている住民票
- (2)戸籍謄本等(申込者と申込遺骨との続柄がわかるもの)
 - ※胎児の遺骨で申し込む場合は、25ページをご覧ください。
- (3)埋火葬許可証、改葬許可証、一時収蔵施設使用許可証、霊園発行の遺骨引渡証明書又は埋蔵・収蔵証明書等のコピー
- (4)納税証明書又は非課税証明書(平成28年度、平成29年度の市・都民税)

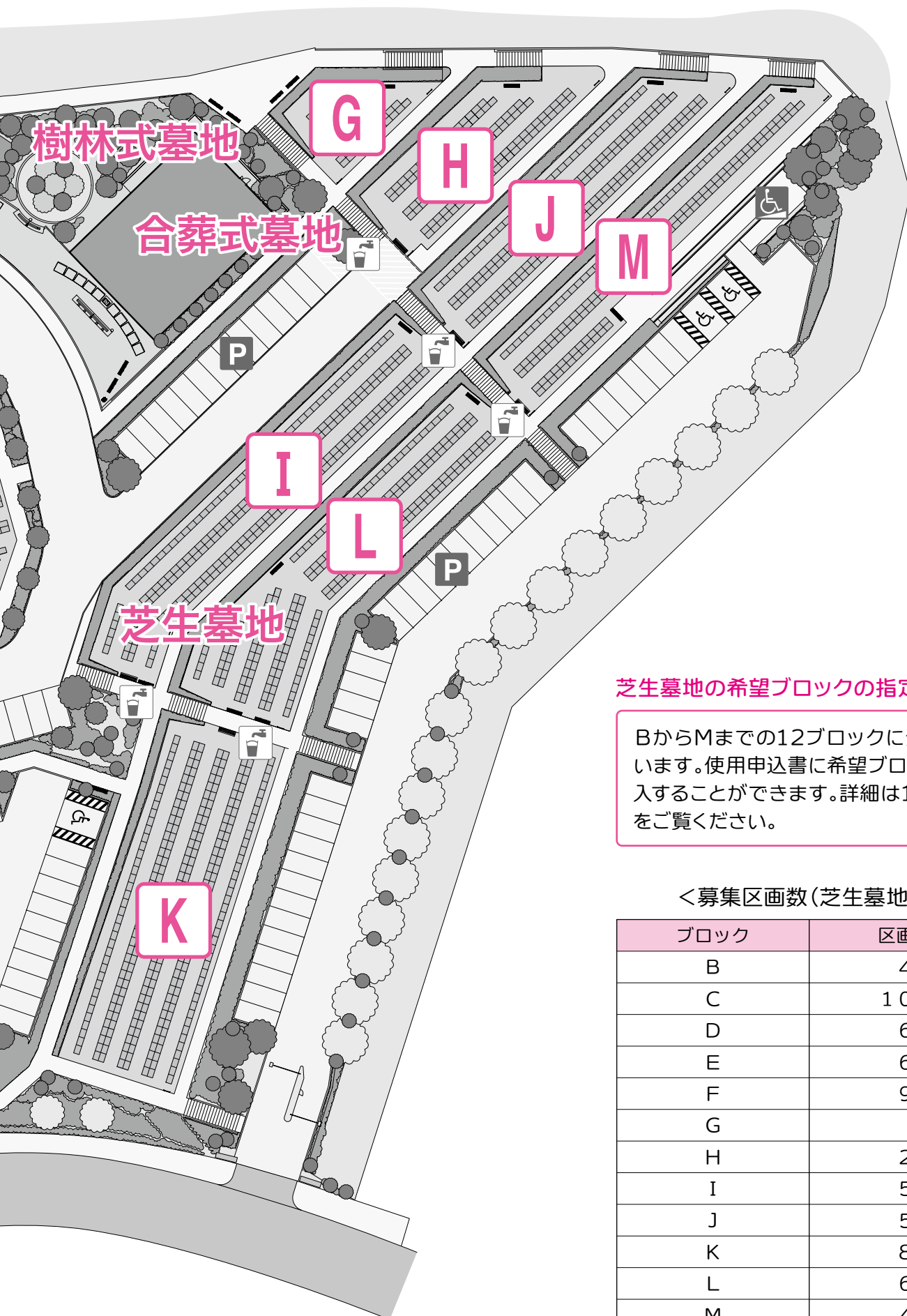
2 生前提出書類(「生前1体」「生前2体」が該当)

- (1)平成30年8月1日以降に交付された、当選者が属する世帯の全員が記載されている住民票
- (2)納税証明書又は非課税証明書(平成28年度、平成29年度の市・都民税)
- (3)「生前2体」においては戸籍謄本等(申込者と埋蔵される予定の方との続柄がわかるもの)



苑内案内図





芝生墓地の希望ブロックの指定について

BからMまでの12ブロックに分かれています。使用申込書に希望ブロックを記入することができます。詳細は10ページをご覧ください。

<募集区画数(芝生墓地)>

ブロック	区画数
B	48
C	103
D	60
E	64
F	98
G	6
H	21
I	54
J	54
K	85
L	61
M	48
合 計	702

公開抽選及び補欠者の取扱いについて

受付番号通知

◎有効な申込みをした方に対し、平成30年7月中旬以降、受付番号をはがきで通知します。

公開抽選会

◎受付番号の中から当選者(使用予定者)及び当選順位、補欠者及び補欠順位を公開による抽選で決定します。抽選会への参加を希望する方は、当日直接会場へお越しください(抽選会への参加・不参加によって、当選・落選への影響はありません。)

※申込者全員が当選となる区分においても、当選順位を決定するために抽選を行います。

1 期 日 平成30年8月2日(木)

2 会 場 南山ホール2階洋室(公営 稲城・府中メモリアルパーク内)

※会場までの案内図は、裏表紙をご覧ください。

3 抽選方法 一連番号方式(※)による抽選を行います。これは、抽選番号の桁ごとに数字(0～9の数字が付された計10個の玉)を抽選器から取り出し、取り出した順番を各桁の数字の順位とします。その順位によって各桁の数字を規則的に組み合わせることで「当選番号」と当選の「順位」が決定されます。次に、「当選番号」以外の一定数を補欠者とし、補欠の「順位」を決定します。

※一連番号方式は、公平公正な抽選方法として、公的機関で広く採用されています。

抽選結果の発表

◎公開抽選会の当日は、抽選会場で抽選結果表を配布します。

◎平成30年8月3日(金)以降、抽選結果を公営 稲城・府中メモリアルパーク管理事務所に掲示します。
また、公営 稲城・府中メモリアルパークのホームページ(<http://if-boenkumiai.jp/>)にも掲載します。

抽選結果の通知

◎平成30年8月中旬以降、受付番号を通知した方全員に抽選の結果【当選(当選順位)・補欠(補欠順位)・落選】をはがきで通知します。

当選者(使用予定者)には、必要書類等の詳細を別途お知らせします。

使用許可予定場所の決定

◎各組の当選順位により、使用許可予定場所を割り当てます。使用場所の選択や交換、変更はできません(芝生墓地のみ、使用申込時に希望ブロックの指定ができます。)

補欠者の繰上げ当選

◎当選を辞退された方や、書類審査で失格となった方等がいた場合、公開抽選で決定された補欠順位の上位の方から、繰り上げて当選とし、通知します。

◎補欠者の有効期間は、平成31年2月28日(木)までで、この日までに繰上げ当選の通知が無い場合は、落選となります。補欠の権利の次年度への繰越しはありません。

申込資格の確認について

書類審査

- ◎申込資格の確認等のため、書類審査を郵送により行います。
- ◎申し込んだ区分により必要書類が異なりますので、該当するページを確認してください。
（芝生墓地） 10ページ （普通墓地） 13ページ
（合葬式墓地） 16ページ （樹林式墓地） 19ページ
- ◎必要書類等の詳細については、抽選結果の通知後に別途お知らせします。

注意事項

- ◎必要書類は、申込時には提出の必要はありません。
- ◎書類審査期間中に必要書類を提出できない場合は、失格となります。
- ◎遠方にある本籍地から戸籍謄本を取り寄せる場合や、遠方にある墓地・納骨堂に申込遺骨を埋蔵・収蔵して「埋蔵・収蔵証明書」を取り寄せる場合などは、入手に時間がかかることがありますので、あらかじめ入手可能かどうかをご確認ください。
- ◎必要な事項の確認ができないときは、申込資格が認められない場合がありますのでご注意ください。
- ◎提出していただいた書類は返却できませんのでご了承ください。

居住要件の確認について

- ◎申込者は、申込期間開始日（平成30年6月1日）において、稲城市又は府中市に5年以上（合葬式墓地・樹林式墓地は3年以上）継続して居住していることが必要であり、それを住民票で証明していただきます。
- ◎居住要件の期間内に稲城市・府中市間で転居している場合、書類審査の際に住民票の除票が必要になります。現在居住する市の住民票に加え、以前に居住していた市で住民票の除票を発行してもらってください。



申込資格の確認について

祭祀の主宰者の証明について

◎この申込みにおいて祭祀の主宰者とは、葬儀の喪主、法事の施主等を務めた方、あるいは死亡届等を提出した方等、ご遺骨を守っていく立場にある方のことをいいます。

< 証明書類 > (下記 1～7 のいずれか 1 つ)

- 1 申込者が、葬儀の喪主であることが確認できる葬儀一式の領収書(故人名が記載され、宛名が申込者であることが確認できるものに限る)又は会葬礼状
 - 2 申込者が、申込遺骨の法事の施主であることが確認できる法事の際の寺院等の証明書等
 - 3 申込者が、申込遺骨の死亡届出人となっている戸籍謄本
 - 4 申込者が、申請者となっている申込遺骨の埋火葬許可証
 - 5 申込者が、申込遺骨を預けている都立霊園等の一時収蔵施設使用許可証
 - 6 申込者が、宛先となっている都立霊園等発行の遺骨引渡証明書
 - 7 申込者が、使用者となっている墓地の埋蔵・収蔵証明書
- ※葬儀を執り行ってから長い年月が経っている場合などで上記の証明書類がない場合は、お問い合わせください。

< 法事の際の寺院等の証明書の作成例 >

法要証明書	
平成××年××月××日に、故 ○○ ○○ 様 ○回忌法要を施主 ○○ ○○ 様が執り行ったこ とを証明します。	
平成××年××月××日	
寺 院 名	宗教法人 △△寺
所 在 地	△△市△△町××番地
代表役員	○○ ○○ (代表者印又は法人印)

< 証明書作成上の注意 >

- 1 「法要証明書」の様式は、縦書き・横書きを問いませんが、作成例に示した事項が記載されている必要があります。
- 2 死亡者氏名(本名)は、戸籍上の文字で正確に記入してください。
- 3 証明書の証明印は、登録されている代表者印又は法人印でなければなりません。

申込資格の確認について

埋蔵・収蔵証明書について

- ◎申込遺骨を公営や民営の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵している方は、当選後の書類審査の際に、現在、申込遺骨が埋蔵・収蔵されている墓地・納骨堂を管理する寺院等が発行する「埋蔵・収蔵証明書」が必要となります。
- ◎「埋蔵・収蔵証明書」は、芝生墓地および普通墓地の「改葬」区分、合葬式墓地および樹林式墓地の「遺骨所持」区分を申し込まれた方の、遺骨の証明書類として有効です。

<証明書類>

●寺院等の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵の場合

埋蔵・収蔵証明書

申請者住所 △△市△△△×××

氏名 ○○ ○○

(遺骨からみた続柄) ○○

1 死亡者氏名(本名) ○○ ○○

2 死亡年月日 ××年××月××日

上記 ○○ ○○ 様の遺骨を当院の墓地(納骨堂)に埋蔵・収蔵していることを証明します。

平成××年××月××日

寺院名 宗教法人 △△寺

所在地 △△市△△町××番地

代表役員 ○○ ○○(代表者印又は法人印)

●個人又は共同の墓地・納骨堂に埋蔵・収蔵の場合

埋蔵・収蔵証明書

申請者住所 △△市△△△×××

氏名 ○○ ○○

(遺骨からみた続柄) ○○

1 死亡者氏名(本名) ○○ ○○

2 死亡年月日 ××年××月××日

上記 ○○ ○○ 様の遺骨を△△市△△町××番地の個人(共同)墓地に埋蔵・収蔵していることを証明します。

平成××年××月××日

住所 △△市△△町××番地

墓地管理者 ○○ ○○

△△市△△町××番地は墓地であることを証明する。
市区町村長又は保健担当官庁の長の印(公印)

<証明書作成上の注意>

- 1 「埋蔵・収蔵証明書」の様式は、縦書き・横書きを問いませんが、作成例に示した事項が記載されている必要があります。
- 2 死亡者氏名(本名)は、戸籍上の文字で正確に記入してください。
- 3 証明書の証明印は、登録されている代表者印又は法人印でなければなりません。
- 4 証明書の写しや遺骨を預けたときの領収書等は、証明書の代わりにはなりません。
- 5 個人墓地又は共同墓地の場合は、当該地が墓地であることを市区町村長から「埋蔵・収蔵証明書」の末尾に証明してもらうか、別途証明書を発行してもらう必要があります。

胎児の遺骨による申込みについて

- ◎胎児(妊娠4か月<12週>以上)の遺骨で申し込む場合は、書類審査の際に死胎埋火葬許可証、母子手帳、病院等の証明書、火葬場の証明書のいずれかのコピーを提出していただき、確認します。
- ※長い年月が経っている場合などで上記の証明書類がない場合は、お問い合わせください。

使用許可について

使用許可申請

◎書類審査が完了した方は、使用許可申請の手続きを行っていただきます。

使用料・管理料の納入

◎使用許可申請を行った方には、使用料・管理料を納入していただきます（なお、合葬式墓地・樹林式墓地は、管理料相当分が使用料に含まれていますので、管理料の納入は不要です。）。

◎納入通知書は、平成30年10月以降に発送します。

◎納入期限までに、納入通知書に記載された金額を指定した金融機関でお支払いください。

※平成30年度分の管理料は、使用許可日の属する月の分からその年度末までの分を月割りした額となります。

※納入期限までに納入されない場合は、棄権したものとして取り扱います。

※納入した使用料・管理料は、お返しできませんのでご注意ください。ただし、芝生墓地・普通墓地については、使用許可を受けた日から1年以内に墓地を使用せずに返還手続きを完了した場合は、使用料のうち半額をお返しします。

管理料について

◎管理料は、苑内の園路、緑地を含めた共用部分の維持管理経費の一部として、1年分を毎年1回お支払いいただくもので、墓地の形態ごとに料金が定められています。

◎管理料の金額は、見直しが行われ、改定されることがあります。

◎合葬式墓地・樹林式墓地は、毎年の管理料相当分が使用料に含まれています。

使用許可証の交付

◎使用許可申請を終了し、使用料・管理料を納入期限までに納入された方に「墓地使用許可証」を交付します。墓地使用許可証は、使用者の住所へ書留郵便により郵送しますので、使用許可申請の際に郵便切手をお預かりします。



使用上の注意・制限等

・芝生墓地(家名等表示板の設置基準)

- 1 規格
 - ◎縦20.5cm、横41cm、厚さ3cmを標準とします。
 - ◎材質は、耐候性に優れ、耐久性を有する石材を原則とします。
 - ◎色の制限はありませんが、周辺環境との調和に配慮したものとします。
- 2 表示内容
 - ◎家名、埋蔵される方の名前・戒名、座右の銘やメッセージなどを刻むことができます。
 - ◎家名を表示する場合は、一墓石一家名を原則とし、芝生墓地の使用許可を受けた方又は埋蔵される方の家名を原則とします。
- 3 設置方法
 - ◎墓石のダボ穴を利用するなどしてしっかりと接着し、墓石や周辺施設に損傷を与えることのない方法により取り付けることとします。
 - ◎墓地を返還する場合には家名等表示板を取り外していただくため、その際に墓石や周辺施設に損傷を与えることなく取り外せるようにしてください。
 - ◎墓石や周辺施設に損傷を与えた場合は、補修又はこれに要する費用を賠償していただく場合があります。
- 4 その他
 - ◎「公営 稲城・府中メモリアルパーク」では、家名等表示板の作成・設置、芝生墓地への納骨業務等は行っておりません。また、石材業者・工事店等の指定制度や登録制度は行っておりませんので、ご自身で手配してください(業者の紹介も行っておりません。)

・普通墓地(墳墓等の設置基準)

- 1 設置できる設備の数
 - ◎墓碑又は墓誌は各1基までとし、植栽は不可とします。
- 2 規格
 - ◎墓碑、墓誌及びこれに類する設備の高さは、地表から150cm以内とします。
 - ◎墓碑、墓誌等の材質は、耐候性に優れ、耐久性を有する石材を原則とします。
 - ◎囲障は、高さが地表から80cm以内、天端幅が原則10cmとします。隣地との距離は、左右とも各1cm以上とし、前後は縁石まで囲障を設置することができます。材料は石材、コンクリートその他これらに類するものとし、囲障の天端に墓誌、塔婆立て等を設置することはできません。
 - ◎盛土の高さは、地表から35cm以内とします。
 - ◎区画の地下に、透水管(暗渠)が施工されていますので、掘削の深さは地表から50cm以内とし、また隣地との距離は10cm以上とし、必要に応じて崩壊防止の土留めを施すこととします。
 - ◎カポートには、原則として水抜きを設けることとします。
- 3 表示内容
 - ◎家名を表示する場合は、一墓碑一家名を原則とし、普通墓地の使用許可を受けた方又は埋蔵されている方の家名を原則とします。
- 4 設置方法
 - ◎周辺施設に損傷を与えることのない方法によるものとします。
- 5 その他
 - ◎「公営 稲城・府中メモリアルパーク」では、墳墓等の設置、普通墓地への納骨業務等は行っておりません。また、石材業者・工事店等の指定制度や登録制度は行っておりませんので、ご自身で手配してください(業者の紹介も行っておりません。)

使用上の注意・制限等



合葬式墓地・樹林式墓地(墓誌への刻字について)

- ◎刻字することができるのは、合葬式墓地・樹林式墓地の使用許可の対象となった埋蔵者又は埋蔵予定者の氏名に限ります。
- ◎1名分の氏名は、縦11.6cm、横2.4cmの枠内に、縦書きで調和のとれた文字で刻字してください。
- ◎字体は、楷書体とします。
- ◎氏名と氏名の間は横1cm、縦1cmの間隔をあけるものとします。
- ◎墓誌の端からの余白は、上端から1.6cm、下端から1.8cm、左端及び右端から2.7cmとします。
- ◎埋蔵予定者が生前中に氏名を刻字するときは、字を朱色に塗装し、当該埋蔵予定者の焼骨を埋蔵するときは、朱色を消去してください。
- ◎刻字する位置を指定することはできません。
- ◎刻字する位置は、刻字当日に管理事務所が指定しますが、墓誌の最上段の右端から順次左に向かって、連続して刻字することとします。左端まで刻字したら、改行して次の下段の右側から刻字することとします。
- ◎「公営 稲城・府中メモリアルパーク」では、墓誌への刻字業務は行っておりません。また、石材業者・工事店等の指定制度や登録制度は行っておりませんので、ご自身で手配してください(業者の紹介も行っておりません。)

使用者の責務等

- ◎墓地の使用者は「墓地、埋葬等に関する法律」「同施行規則」「稲城・府中墓苑組合墓苑の設置及び管理に関する条例」「同施行規則」等の規定を遵守し、適正に使用しなければいけません。

<「稲城・府中墓苑組合墓苑の設置及び管理に関する条例」の主な規定>

- 1 墓地を他の者に転貸し、又は譲渡することはできません。
- 2 使用者の死亡等により、使用者の地位を承継する場合は、遅滞なく管理者に申請し、その承認を受けなければなりません。なお、使用者の地位を承継できる場合は、使用者の死亡や離婚や離縁等の特別な事情に限ります(使用者が生前に承継することは、原則としてできません。)
- 3 墓地を使用する必要がなくなったときは、直ちに管理者に届け出るとともに、施設を原状に回復しなければなりません(工事費は使用者の負担となります。)
- 4 管理者は、使用者が次のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消すことができます。
 - (1)不正な手段により、使用許可を受けたとき
 - (2)使用許可に際して付した条件に違反したとき
 - (3)墓地を焼骨等の埋蔵の目的以外の用途に使用したとき
 - (4)使用許可を受けた日から1年以内に、芝生墓地においては家名等表示板を、普通墓地においては墳墓等を設置しないとき
 - (5)使用許可を受けた日から1年以内に、許可の対象となった焼骨を埋蔵しないとき(生前申込の場合を除く。)
 - (6)管理者の措置命令に従わなかったとき
 - (7)使用料を指定する日までに納付しないとき
 - (8)管理料を5年間滞納したとき